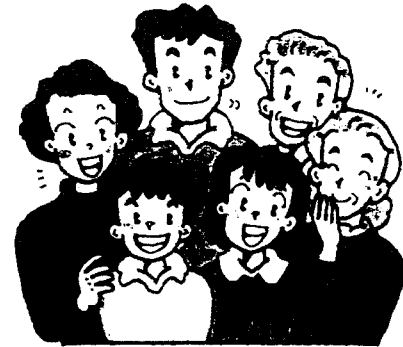


国民健康保険

国民皆保険制度



病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかれるように、だれもがいずれかの医療保険に加入しなければならないことになっています。これを国民皆保険制度といいます。

私たちは、だれもがいずれかの医療保険に加入しなければならないことになっています。これを国民皆保険制度といいます。職場等の医療保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除いてすべての人は「国民健康保険」に加入することになっています。病気やけがをしたときに経済的に心配なくお医者さんにかかることができるように健康なときから保険税を出し合い、みんなで支え合う制度が《国保》です。

国保では、家族一人ひとりがみんな被保険者ですが、加入の届出は《世帯ごと》に行い、世帯主が保険税を納めることになります。

表のようなときには、必ず届出をお願いします。

国保の手続

※世帯主は、下記に該当した場合は必ず14日以内に届け出てください。

国保に加入する場合	届け出をしなければならない場合	持参するもの
	他の市町村から転入したとき	印かん、一部転入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	職場等の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健保をやめた証明書、退職被保険者の該当者は年金証書(交付を受けた時)、一部加入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	生活保護法の適用をうけなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
国保を脱退する場合	子供が生まれたとき	印かん、母子健康手帳、被保険者証
	他の市町村へ転出するとき	印かん、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と健保の被保険者証、扶養認定年月日の証明書
	生活保護法の適用をうけたとき	印かん、被保険者証保護決定通知書
	死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡診断書
その他の場合	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、被保険者証
	高額療養費の支給をうけるととき	印かん、被保険者証、領収書(口座番号のわかるもの)
	他人の行為によって起きた事故のとき	印かん、被保険者証、事故証明書
	修学のため、子供が他の市町村に住むとき	印かん、被保険者証、在学証明書
その他	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	印かん、被保険者証

☆届出が遅れると

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。もし、届出が遅れると加入の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります。加入手続きをした時点からというわけではありません。

脱退した場合は、脱退した月の前月分までの納入となります。

○納付方法
納付書は、世帯主あてに送付

○口座振替のご利用を

されます。世帯単位で加入し、世帯単位で計算され、《世帯主が納付義務者》となるからです。世帯主が他の健康保険に加入しているときでも変わりません。

仕事などで多忙な毎日を送っている人には、期日が来ればあなたの口座から自動的に支払われる「口座振替」を利用すると大変便利です。一度手続きを済ませれば、以後自動的に口座から納付されます。口座振替の申

☆保険証の交付は一世帯一枚が原則

し込み用紙は、税務課・市内指定金融機関等の窓口にあります。

国保に加入するとみなさんのお手元に保険証が交付されます。保険証の交付は、《一世帯に一枚が原則》となっていますので、一世帯に何人被保険者がいても原則として保険証は一枚しか交付されません。